

千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則（平成十四年七月三十一日千葉県規則第七十四号）

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例（平成十四年千葉県条例第二号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（特種自動車）

第二条 条例第一条第二項第三号の規則で定める特種自動車は、次に掲げる自動車であつて専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの以外のものとする。

- 一 散水自動車
- 二 広告宣伝用自動車
- 三 霊きゆう自動車
- 四 医療防疫用自動車
- 五 タンク自動車
- 六 警察自動車
- 七 救急自動車
- 八 消防自動車
- 九 高所作業自動車その他の作業用自動車
- 十 クレーン自動車
- 十一 身体障害者輸送自動車
- 十二 ふん尿自動車
- 十三 塵芥自動車
- 十四 清掃自動車
- 十五 キャンピング自動車
- 十六 コンクリート・ミキサー自動車
- 十七 販売自動車
- 十八 冷蔵冷凍自動車
- 十九 教習用自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条第一項の指定自動車教習所が専ら自動車の運転に關する技能の教習の用に供する自動車をいう。）
- 二十 その他構造、装置及び用途が前各号に掲げる自動車に類する自動車

（排出基準）

第三条 条例第三条第一項の規則で定める排出基準は、次の表に掲げるとおりとする。

特定自動車の種別	測定の方法	自動車から排出される粒子状物質の量の許容限度
車両総重量が千七百キログラム以下の特定自動車	十・十五モードによる測定	一キロメートル走行当たり 〇・〇八グラム
車両総重量が千七百キログラムを超え二千五百キログラム以下の特定自動車	十・十五モードによる測定	一キロメートル走行当たり 〇・〇九グラム
車両総重量が二千五百キログラムを超える特定自動車	ディーゼル自動車用十三モードによる測定	一キロワット時当たり〇・二五グラム

備考

一 十・十五モードによる測定とは、自動車が車両重量に百十キログラムを加重された状態において、原動機が暖機状態となった後に、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）別表第三の上欄に掲げる運転条件で同表の下欄に掲げる間運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の質量を測定する方法をいう。

二 ディーゼル自動車用十三モードによる測定とは、自動車を道路運送車両の保安基準別表第七の上欄に掲げる運転条件で運転する場合に排気管から排出される排出物に含まれる粒子状物質の単位時間当たりの質量に同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算して得られた値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運転する場合に発生した仕事率に同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値をそれぞれ加算して得られた値で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの粒子状物質の質量を測定する方法をいう。

（粒子状物質の量の測定方法）

第四条 条例第五条第一項ただし書に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる特定自動車の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 車両総重量が二千五百キログラム以下の特定自動車 十・十五モードによる測定（前条の表の備考の一に規定する測定方法をいう。）
- 二 車両総重量が二千五百キログラムを超える特定自動車 ディーゼル自動車用十三モードによる測定（前条の表の備考の二に規定する測定方法をいう。）

（猶予期間等）

第五条 条例第八条第一号に規定する自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域（以下「対策地域」という。）の区域外のみを運行すると認められる特定自動車は、次の各号に掲げる特定自動車のうち、対策

地域の区域外に使用の本拠の位置を有する特定自動車であつて対策地域の区域外のみを運行するものとする。

- 一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項の規定により同法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた者が当該許可に係る業務のみに使用する特定自動車
- 二 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する共同調理場を設置する市町村から、学校給食（同法第三条第一項に規定する学校給食をいう。以下この号において同じ。）を当該共同調理場から当該市町村の設置した義務教育諸学校（同条第二項に規定する義務教育諸学校をいう。）へ運搬することの委託を受けた者が、当該委託に係る業務のみに使用する特定自動車
- 三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三条第一項の規定により液化石油ガス販売所の登録（当該販売所が対策地域の区域外に存し、かつ、当該登録に係る液化石油ガスの販売区域が対策地域の区域外に限られるものに限る。）をした者が、当該登録に係る業務のみに使用する特定自動車
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条の二第二項及び第三項に規定する市町村の委託又は同法第七条第一項に規定する市町村長の許可を受けた者が、当該委託又は許可に係る業務のみに使用する一般廃棄物の収集運搬を行う特定自動車
- 五 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の規定により一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者のうち同法第二条第六項に規定する特別積合せ貨物運送をする者が、当該特別積合せ貨物運送のみに使用する特定自動車
- 六 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（平成七年法律第百十二号）第六条第一項の規定により市町村が容器包装廃棄物の分別収集をする場合において、当該市町村から当該分別収集の委託を受けた者が当該委託に係る業務のみに使用する特定自動車
- 七 対策地域から二十キロメートルの範囲外に事業場の全部の区域が所在するコンクリートを製造する工場からレディミクストコンクリートを運搬するコンクリート・ミキサー自動車である特定自動車
- 八 新東京国際空港内の航空機に機内食（航空機内において乗客の飲食に供するためにあらかじめ加工された食品をいう。）を搬入するための専用の構造を有する特定自動車
- 九 新東京国際空港の滑走路、着陸帯、誘導路、エプロンその他の施設の維持管理のために使用する専用の構造を有する特定自動車
- 十 新東京国際空港と同空港に係る保税蔵置場（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第四十一条第一項に規定する保税蔵置場をいう。）との間の外国貨物の運搬の

- みに使用する特定自動車
- 十一 新東京国際空港内の航空機から生ずる洗濯物の集配に係る業務のみに使用する特定自動車
- 十二 新東京国際空港内の航空機の乗務員又は航空機の整備を行う者の輸送のみに使用する特定自動車
- 十三 前各号に掲げるもののほか、特定自動車を運行する区域が対策地域の区域外に限られるものとして知事に届け出た特定自動車
- 2 前項第十三号の届出をしようとする者は、当該届出に係る特定自動車が同号に該当することとなった日から起算して六十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した粒子状物質対策地域外運行届（別記第一号様式。以下「運行届」という。）（正副二部を、届出をしようとする特定自動車の自動車検査証の写しを添えて知事に提出しなければならない。）
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 特定自動車の自動車登録番号（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下この条において「法」という。）第九条に規定する自動車登録番号をいう。）
 - 三 特定自動車の使用の本拠の位置
 - 四 特定自動車が法第四条の規定により初めて登録を受けた日（以下「初度登録年月日」という。）
 - 五 特定自動車が初度登録年月日から起算して十二年を経過する日
 - 六 特定自動車の運行区域及び運行経路
 - 七 特定自動車の使用の目的及び使用の形態
- 3 知事は、運行届を受理したときは、当該運行届の副本に受理印を押印して当該運行届を提出した者に返却するものとする。
- 4 運行届に係る特定自動車を運行させる者は、当該特定自動車を対策地域の区域外において運行させるときは、前項の規定により返却された運行届の副本を常に携帯しなければならない。
- 5 運行届を提出した者は、当該運行届に係る特定自動車について第二項各号に掲げる事項の変更をしたときは、当該変更をした日から起算して六十日以内に粒子状物質対策地域外運行変更届（別記第二号様式。以下「運行変更届」という。）（正副二部を、当該変更に係る事項を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。）
 - 6 第三項の規定は、知事が運行変更届を受理したときに準用する。
 - 7 運行変更届に係る特定自動車を運行させる者は、当該特定自動車を対策地域の区域外において運行させるときは、第三項の規定により返却された運行届及び前項において準用する第三項の規定により返却された運行変更届の副本を常に携帯しなければならない。
- 8 運行届を提出した者は、当該運行届に係る特定自動車が、法第十五条又は第十六条

第一項の規定による抹消登録、運行区域又は運行経路の変更その他の理由により第一項第十三号に該当しなくなったときは、同号に該当しなくなった日から起算して六十日以内に粒子状物質対策地域外運行廃止届（別記第三号様式）を、同号に該当しなくなったことに係る事項を証する書類を添付して知事に提出しなければならぬ。

9 条例第八号第一号に規定する特定自動車に係る同条各号列記以外の部分に規定する規則で定める期間は、初度登録年月日から起算して十二年間とする。

第六条 条例第八号第二号に規定する規則で定める自動車は、次の各号に掲げる自動車とする。

一 警察自動車のうち、騒乱、大規模な災害その他の場合における警備のために用いられる自動車であつて、投石、火炎びん（火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律十七号）第一条に規定する火炎びんをいう。）の使用その他これらに類する行為又は災害による損害を防ぐための特殊な鋼板を車体に用いたもの

二 警察自動車のうち、騒乱、大規模な災害その他の場合における警備又は銃器事犯等捜査のために用いられる自動車であつて、爆発物処理装置、非常用通信装置その他の警備又は銃器事犯等捜査のために必要な特殊な構造又は装置を有するもの（前号に掲げるものを除く。）

三 消防自動車のうち、高所火災、油脂火災等の特殊な災害に対する消防活動に用いられる自動車であつて、高所活動用のはしご、泡消火薬剤槽その他の特殊な災害に対する消防のために必要な特殊な構造又は装置を有するもの

四 消防自動車のうち、火災、震災等の災害に対する消防活動に用いられる自動車であつて、ポンプ装置その他の消防のために必要な特殊な構造又は装置を有するもの（前号に掲げるものを除く。）

2 条例第八号第二号に規定する特定自動車に係る同条各号列記以外の部分に規定する規則で定める期間は、次の各号に定めるとおりとする。

一 前項第一号及び第三号に掲げる自動車 初度登録年月日から起算して二十年間

二 前項第二号及び第四号に掲げる特種自動車 初度登録年月日から起算して十五年間

（粒子状物質を増大させる燃料）

第七条 条例第十条の規則で定める燃料は、次の各号に掲げる燃料とする。

一 重油（日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号））に基づいて定められる製品、サービスの形状や品質の規格をいう。以下この条において同じ。）

K二二〇五に定める重油をいう。以下この条において同じ。）

二 重油を混和した燃料

三 前各号に定めるもののほか、次に掲げる燃料の性状に係る値のいずれかを満たさない燃料

イ 九十九パーセント留出温度（日本工業規格K二二五四に定める方法で測定した燃

料の性状をいう。) 摂氏三百六十度以下

ロ 十パーセント残油の残留炭素分(日本工業規格K二二七〇に定める方法で測定した燃料の性状をいう。) 〇・一質量パーセント以下

ハ セタン指数(日本工業規格K二二八〇に定める方法で算出した燃料の性状をいう。) 四十五以上

ニ 硫黄分(日本工業規格K二五四一 一、K二五四一 二、K二五四一 六又はK二五四一 七に定める方法で測定した燃料の性状をいう。) 〇・〇〇一質量パーセント以下

(身分証明書)

第八条 条例第十五条の身分を示す証明書は、身分証明書(別記第四号様式)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第四条、第五条第一項(第十三号を除く。)及び第六条の規定は、平成十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第六条第一項第三号及び第四号に規定する自動車が、平成十五年十月一日現在で同条第二項に規定する期間を経過する場合において、当該自動車を管理する者が当該自動車に代えて新たな第六条第一項第三号及び第四号に規定する自動車(条例第三条第一項に規定する排出基準に適合するものに限る。)を購入するための契約(当該契約が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第六号の規定により議会の同意が必要となる契約である場合)にあっては、当該契約に係る仮契約を含む。以下同じ。)を同日までに締結しているときは、当該契約に係る自動車が当該契約に係る自動車を管理する者に納入されるまでの間は、第六条第二項の規定は、適用しない。

附 則(平成十五年三月四日規則第五号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成十五年四月一日から七月三十一日までの間に改正後の千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則第五条第一項第十三号の規定に該当することとなる者に係る同条第二項の規定の適用については、同項中「当該届出に係る特定自動車が同号に該当することとなった日から起算して六十日以内」とあるのは、「平成十五年九月三十日まで」とする。

附 則(平成十五年四月一日規則第六十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十六年十月二十九日規則第百六十六号)

この規則は、平成十六年十二月三十一日から施行する。

附 則（平成十八年十月三日規則第百十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年一月十六日規則第二号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十一日規則第三十三号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

別 記

第一号様式(第五条第二項)

(表)

年 月 日

千葉県知事 様

届出者
郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名)

粒子状物質対策地域外運行届

千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則
第5条第2項の規定により、粒子状物質対策地域外運行届を次のとおり提出します。

特定自動車の自動車登録番号	
特定自動車の使用の本拠の位置	
特定自動車の初度登録年月日	
特定自動車が生度登録年月日から 起算して12年を経過する日	
特定自動車の運行区域及び運行 経路	(裏面に運行経路を具体的に記入してください。)
特定自動車の使用の目的及び使 用の形態	
受 付 欄	

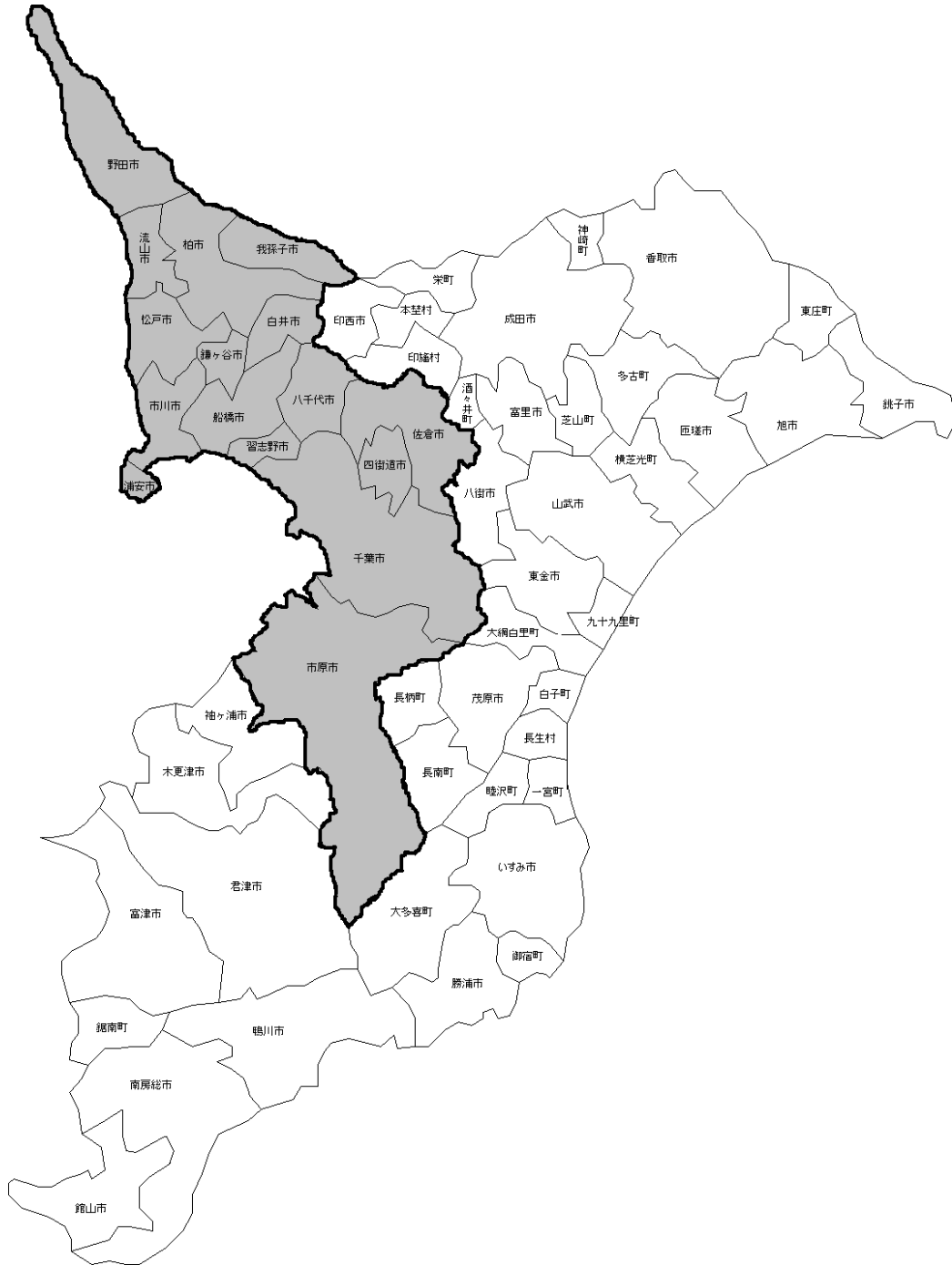
備考

- 1 印の欄には記載しないこと。
- 2 初度登録年月日とは、特定自動車道路運送車両法第四条の規定により初めて登録を受けた日をいう。
- 3 個人が提出する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

(裏)

特定自動車の運行区域及び運行経路

千葉県地図(例)



注

- 1 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域の区域が明示された千葉県全体を表す地図を記載するものとする。
- 2 特定自動車の運行区域及び運行経路(出発地及び経由地を含む。)を地図上に具体的に記載すること。

第二号様式(第五条第五項)

(表)

年 月 日

千葉県知事 様

届出者

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名)

粒子状物質対策地域外運行変更届

千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則
第5条第5項の規定により、粒子状物質対策地域外運行変更届を次のとおり提出します。

特定自動車の自動車登録番号	
変 更 し た 事 項	
変 更 の 理 由	
変更後の特定自動車の運行区域 及び運行経路	(裏面に運行経路を具体的に記入してください。)
変 更 年 月 日	
受 付 欄	

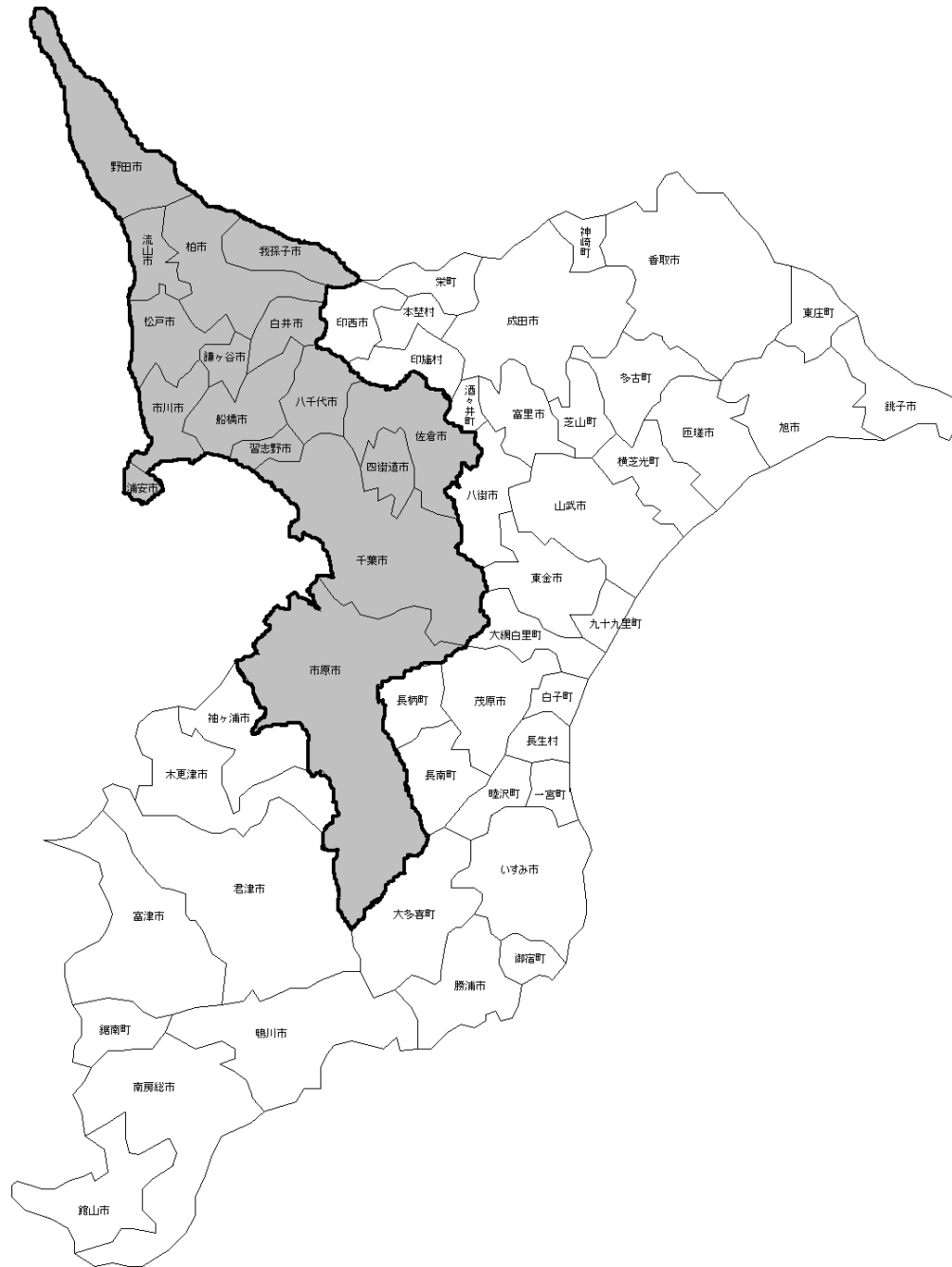
備考

- 1 印の欄には記載しないこと。
- 2 個人が提出する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

(裏)

特定自動車の運行区域及び運行経路

千葉県地図(例)



注

- 1 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域の区域が明示された千葉県全体を表す地図を記載するものとする。
- 2 特定自動車の運行区域及び運行経路(出発地及び経由地を含む。)を地図上に具体的に記載すること。

千葉県知事 様

届出者
郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

粒子状物質対策地域外運行廃止届

千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例施行規則
第5条第8項の規定により、粒子状物質対策地域外運行廃止届を次のとおり提出します。

特定自動車の自動車登録番号	
千葉県ディーゼル自動車から 排出される粒子状物質の排出 の抑制に関する条例施行規則 第5条第1項第13号に該当 しなくなった理由	
千葉県ディーゼル自動車から 排出される粒子状物質の排出 の抑制に関する条例施行規則 第5条第1項第13号に該当 しなくなった年月日	
受 付 欄	

備考

- 1 印の欄には記載しないこと。
- 2 個人が提出する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

別記第四号様式（第八条）

（表）

写 真	職氏名	第	号	
	生年月日			
	上記の者は、千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例第 15 条の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。	年	月	日発行
	千葉県知事			印

（裏）

千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の
排出の抑制に関する条例抜すい

（立入検査）

第 15 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の抑制に関する対策上必要があると認めるときは、当該職員に、ディーゼル自動車を停車させ、当該ディーゼル自動車に立ち入り、又はディーゼル自動車を運行し、若しくは運行させている者の事業所、ディーゼル自動車に使用される燃料を製造し、若しくは販売する者の事業所その他の必要と認められる場所に立ち入り、ディーゼル自動車、ディーゼル自動車に使用される燃料、ディーゼル自動車に使用される燃料を製造する設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは無償で収去させ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。